

長崎県の女性農業者の地位の向上と 担い手育成のための施策について

阿 部 律 子

1. はじめに

1999年7月16日に『食料・農業・農村基本法』（以下『新農基法』という）が施行された。この新農基法は、旧農基法の制定からおよそ40年を経て、その間に生じた食料や農業及び農村をめぐる情勢の変化を踏まえて、新たな理念のもとに政策体系を再構築したものであり、21世紀における食料、農業及び農村に関する施策の基本方針を示している。新農基法の基本となったのは、1994年の農業制度審議会の報告書「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」であった。これはまたGATT・UR 農業合意を受けて、「新たな国際環境に積極的な対応を行って、21世紀の農業・農村を創造すべく前向きに対応する」ための政策文書でもあった。そして、その中では見直しの「観点」として、「農業の担い手としての経営体の育成や地域レベルでの意志決定という『新政策』の考え方の農政推進上の位置づけ」の検討が指摘されていた¹⁾。つまりこれは、「担い手としての経営体の育成」がこれからの日本の農政にとって重要であるが、「地域レベルでの意志決定」という点では、これまで日本全土で画一的に、そして半ば強制的に推進されてきた農業政策を改め、各地域の実状に合わせて政策展開をすべきであると提唱しているものと考えられる。実際、この農政審報告書でも、「新政策に基

づく政策展開の手法は、上位下達的なものではなく、地域・現場の合意を重視したものであることに特徴がある」と書かれている。そして、「地域の特性に応じた」という表現が『新農基法』において頻出（第21条、第24条、第29条）²⁾していることから考えても、地域の特性の重視はこれからの農政の方向性を示していると言えよう。

こうした農政審の報告書を受けて作成された『新農基法』であるが、その第二章「基本的施策」の第三節「農業の持続的発展に関する施策」では、担い手対策として、「人材の育成及び確保」、「女性の参画の促進」、「高齢農業者の活動の促進」、「農業生産組織の活動の促進」が掲げられている。その中の「女性の参画の促進」については、第二十六条で「国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることをかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価し、女性が自らの意志によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする」としている。この条文でことさら女性農業者の再評価と今後の活躍が強調されていることの裏を読み解くならば、「女性はこれまで農業経営において重要な役割を果たしてきたが、適正に評価されてこなかった。しかしながら、これからの農業の持続的発展を図るうえでも、女性の農業経営者

としての役割をないがしろにすることはできない。女性は農業者として適正に評価されることによって、これまでのような副次的存在から、一人前の農業経営者として能動的に農業経営に参加し、かつまた公的な場での役割を担うことが可能になるであろう。ひいてはそれが農業の振興や発展にもつながると思われる。そのためにも環境の整備が必要である」ということを意味するのではなかろうか。憲法第14条においてもすべての国民は法のもとに平等であり、性別等によって差別されないことが高らかに謳われているにもかかわらず、『新農基法』と同じく2000年に制定された『男女共同参画社会基本法』においてもまた、女性は男性と対等の立場にいることが強調されている。だが、世界的な潮流を受けたにせよ、男女平等が明記された憲法の制定から55年後にふたたび『男女共同参画社会基本法』が制定されなければならなかったということは、現実には女性は男性と同等には扱われていないことを意味するのである。近年女性の社会進出は確かに目覚ましいものがあるが、それでも社会のいたるところで女性蔑視や女性軽視がいまだに見受けられる。特に農村部における女性蔑視の風潮は根強いものがある。今から20数年前、憲法制定から30年も経ているにもかかわらず、長崎市近郊の農家に嫁いで間もない女性が農

区の会合で発言したところ、「おなごだてらに」と批判されたという。しかも批判したのは女性であった。この逸話から20数年経つが、長崎県内の農村では女性が男性の代わりに地区の共同作業に出た場合には出不足料を支払わされるところがいまだに存在すると聞く。

本論では、『新農基法』の基本方針を受け、もろもろの差別の対象である農村女性が「適正に評価され」、「女性のみずからの意志によって農業経営及びこれに関連する活動に参画するための環境整備」のため、あるいは「担い手育成」のためには長崎県という地域レベルではどのような施策が必要なのかを探ってみたい。

2. 長崎県の農業の担い手の構造と問題

担い手としての女性農業者について論じる前に、長崎県の農業の概要を見てみよう。日本の農業は、経済的効果や大企業の論理を最優先し、合理化や近代化、あるいは自由貿易や国際化を標榜する経済政策のあおりを受けた及び腰の農政によって右往左往させられた結果、衰退の一途をたどり、今や自給率もカロリーベースで40%まで落ち込み、穀類だけに限って見ると28%と、今や危機的状況にある。それに伴い、農業従事者も減少する一方

表1 長崎県農業の概要(1) (平成12年)

| 項目 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成10年 | 平成12年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総農家数 (戸) | 63,910 | 55,367 | 48,497 | 45,300 | 44,415 |
| 販売農家数 (戸) | 50,770 | 43,100 | 37,700 | 35,100 | 33,055 |
| 主業的農家数 | 10,515 | 17,700 | 13,600 | 10,800 | 10,145 |
| 準主業的農家数 | 15,24 | 15,200 | 11,200 | 11,400 | 10,056 |
| 副業的農家数 | 25,010 | 10,200 | 12,900 | 12,900 | 12,854 |
| 自給的農家数(戸) | 13,140 | 12,267 | 10,797 | 10,200 | 11,360 |

(「2000年世界農林業センサス結果報告書」)

長崎県の女性農業者の地位の向上と担い手育成のための施策について

表2 年齢階層別農業就業人口（販売農家）（平成12年）

| | | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年齢階層別 | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 |
| 総数（人） | 2,641 | 836 | 917 | 1,576 | 2,454 | 3,141 | 3,764 |
| 年齢階層別 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75歳以上 | 総計 |
| 総数（人） | 3,848 | 4,570 | 8,136 | 10,818 | 9,968 | 7,889 | 60,558 |

（「2000年世界農林業センサス結果報告書」）

表3 長崎県農業の概要(2)（平成12年）

| 農業就業人口 | 総数（人） | 男性（人） | 女性（人） | 男性の割合 | 女性の割合 |
|----------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 平成2年度 | 80,418 | 35,467 | 44,951 | 44.1% | 55.9% |
| うち基幹的従事者 | 56,274 | 29,647 | 26,627 | 52.7% | 47.3% |
| 平成7年度 | 65,125 | 29,396 | 35,729 | 45.1% | 54.9% |
| うち基幹的従事者 | 46,431 | 24,645 | 21,786 | 53.1% | 46.9% |
| 平成12年度 | 60,558 | 28,175 | 32,383 | 46.5% | 53.5% |
| うち基幹的従事者 | 45,312 | 23,350 | 21,962 | 51.5% | 48.5% |

（「2000年世界農林業センサス結果報告書」）

で、長崎県もその例外ではない。上に掲げた表1は、昭和60年から平成12年までの長崎県の農家戸数の推移を示しているが、この約15年間だけを取って見ても、その数は30%近くも減少している。

問題は農家戸数や農業従事者の減少だけにとどまらない。いっそう深刻なのはその構成である。上に掲げた表2は、長崎県の農業従事者の年齢別構成を示しているが、65歳以上の就業者がきわめて多く、高齢化が非常に顕著であることが分かる。この表でも分かるように、平成12年の長崎県の農業就業人口は60,558人であるが、そのうち65歳以上は28,675人で、全農業就業者の47.4%を占めている。また、基幹的農業従事者は45,312人であるが、65歳以上は20,912人と、その46.2%を占めている。平成14年の統計では、農業就業人口59,300人のうち、65歳以上は28,300人となり、全就業者の47.7%を占めていて、平成12年よりもさらに高齢化が進んでいることが分かる。つまりこれは、第二次世界大戦後から今日まで農業を中心に担ってきた昭和一代が引退の時期にさしか

かっていることを意味する。いずれにしろ、全農業就業者の3割近くが70歳以上という事態は、長崎県の農業従事者の高齢化がいかに深刻な問題であるかを示している。このように農業者の高齢化が一方で問題であるが、それと同時に若い農業者が極端に少ないことも深刻な問題となっている。30歳台後半を境にして、若年層の農業者が極端に少なくなっている。つまりこれは、高齢化が非常に顕著であるにもかかわらず、それを補充する後継者が育成されていないことを示している。

次に、長崎県の農業人口の男女別の割合の推移を見てみよう。上に掲げた表3は、平成2年、平成7年、平成12年の5年ごとの長崎県の農業就業者の男女別の構成を示したものである。平成12年における女性の全基幹的農業従事者に占める割合は48.5%（平成11年は46.6%）で、男性に比べて数的に若干劣っている。しかしながら、これは小林恒夫氏が指摘するように、農家の若妻が結婚当初から農業労働力化して「農業が主」となることが少なく、結婚後しばらくは家事、出産・育児な

どに専念して非労働力化し、しばらく経ってから「農業が主」にシフトする率が高いことによるものと推測される³⁾。彼女たちの多くは非農家出身者か農家出身者であっても農業にほとんど従事したことがなく、農家に嫁ぐことによって初めて就農することになるために、結婚直後は農業に関しては一種見習い期間と見なすこともできるだろう。そのために、彼女たちは結婚後しばらくは基幹的従事者ではないが、次第に基幹的従事者に移行するものと思われる。こうしたことから女性は基幹的農業者の比率においては確かに男性には劣っているが、準主業的農家や副業的農家、いわゆる兼業農家においては主たる担い手であるために、長崎県の農業総人口に占める女性の割合は53.5%と男性を5ポイントも上回っている。この数値から見ても女性は長崎県の農業の担い手として男性に勝るとも劣らない重要な地位を占めていると言えるのではなかろうか。

3. 農村の男女共同参画の現状

『新農基法』で女性の再評価が謳われているが、それでは農村部の女性はいかなる状況にあるのであろうか。すでに述べたような女性蔑視や女性軽視は長崎県の農村だけに限った問題ではなく、日本の農村全体を覆う問題でもある。農林水産省の「農村における男女共同参加に関する意識調査」(平成12年11月調査)の「女性農業者が地域で活動する上での問題点」(男女複数回答)⁴⁾でも、「地域の農業に関する方針決定の場において女性の声が反映されない」(男性25.7%、女性22.2%)、「女性農業者による活動組織がない」(男性23.1%、女性19.9%)、「農業技術・農業経営等に関する知識を

習得する場がない」(男性25.4%、女性19.6%)、「女性のための事業に関する情報がない」(男性20.3%、女性17.3%)などの意見が出されている。女性農業者は日本の農村のいたるところで公的な場においてないがしろにされていることが分かる。また、私的な場においても、「家事、育児、介護の負担が大きく、自由な時間がない」(男性44.6%、女性47.3%)、「農作業・経営管理等仕事の負担が大きく、自由な時間がない」(男性37.8%、女性39.5%)等を男女農業者の双方が認めている。女性は公的な場では軽視され、家庭生活では伝統的な性別役割分担によって疲弊していることが分かる。ただ、こうした状況を男性も女性に劣らず認識している点は重要ではあるが、男女による認識の違いも若干見られる。女性は家事や農業経営のために時間を多く割いていることから、自由時間がなく、活動に制約があることを問題にしている。実際、農村生活総合研究センターの「農業と農外自営業における生活時間及び経営参画等に関する意識調査」(平成12年3月)の「農家の生活時間の状況」⁵⁾では、労働時間は男性171分、女性118分と女性が男性よりも53分短い、その分家事では男性0.37分、女性168分と、男性はほとんど家事を手伝うことはなく、ほとんどすべての家事が女性の手任せられていることが分かる。また、育児・介護となると男性16.59分、女性64.13分と多少男性も手伝ってはいるが、やはり仕事以外の私的な場では女性が家事労働等のほとんどを担っていて、その結果自由時間は男性429.82分、女性288.84分と圧倒的に男性の自由時間が多いため分かる。また、育児に関しても、農村生活総合研究センターの「女性農業者の仕事と子育てに関する実態調査」(平成13年3月)の「育児に関する集落の雰囲気」

長崎県の女性農業者の地位の向上と担い手育成のための施策について

(複数回答)⁶⁾では、「育児は女性が行うのが当たり前」45%と、農村では相変わらず性別役割分担の意識が根強いが「母親が育児に専念し農業をしないと「遊んでいる」と見られる」45%と、「農家の嫁」は育児も家事も農作業もすべてをこなすことを周囲が強要していることが分かる。しかしながら、彼女たちの負担はあまりにも重く、家事や育児などに時間をとられ、農業従事者としてその能力を十分に発揮できずにいるのが実状である。彼女たちが名実ともに農業経営者として十分に能力を発揮して活躍するためには、公的な場におけると同時に、家庭内においても女性軽視や前近代的な性別役割分担の意識等を払拭するような民主化が行われることが是非とも必要である。ただ、前述の農林水産省の「農村における男女共同参加に関する意識調査」の結果からは、女性はあまりにも家庭中心に考えているせい、あるいは家事等で精一杯なのか、農業という職業に対しては男性ほどには意識を傾注していない部分もあるのではないと思われる。この点で農業分野における男女共同参加を実現しようと願うならば、女性の家事からの解放をはかる対策が是非とも講じられる必要があるが、それと同時に、女性は農業に携わる職業人としての自覚を持つことも必要であろう。

こうした農村の実態を受けて、男女共同参加に向けて環境を改善するためにはどのような方策が考えられ、またそれがどのように実行されているのかを見てみよう。長崎県では『男女共同参加社会基本法』の制定以前から行政主導のもとでさまざまな取り組みが行われている。平成4年6月にまず『農山漁村の女性に関する中長期ビジョン』が策定され、その活動の一環として、各市町村から推薦された積極的な女性農業者をグリーンライ

フアドバイザーに任命し、地域農業の振興、農山村における男女共同参画社会の形成、女性起業活動の活性化、地域生活環境等の整備、女性組織の結成等の先導役としての活動を依頼している。数年前からグリーンライフアドバイザーの女性農業者たちに聞き取り調査を行っているが、彼女たちは離島を含め活動している地域はさまざまであるが、皆異口同音に、その活動の意義や成果を高く評価している。平成8年には『ながさきキラキラ・ライフプラン』が策定され、「農山漁村で暮らす女性が個人として、また地域や、仕事で、輝く姿をめざして、意識改革や経営参画、地域社会参画」が推進されている。また、平成14年4月には国の『男女共同参画社会基本法』を受けて、『長崎県男女共同参画推進条例』も制定されている。

では、グリーンライフアドバイザーが手応えを感じている長崎県の農村の男女共同参画に対する認識や実態はいかなるものであろうか。以下に掲げる表4は、「長崎県の農山漁村のパートナーシップ指標達成状況」や農業関連の政策・方針決定現場への女性の登用状況の推移と、それぞれの項目の数値を隣県の福岡県や佐賀県の数値と比較したものである。各項目の数値の年ごとの推移を見ると、それぞれの数値は少しずつではあるが上昇していて、長崎県の農業関係者の女性の能力や活動に対する認識も年々高まってきているように思われる。しかしながら、これらの高くなった数値でさえも、福岡県や佐賀県の数値と比較すると全般的に低く、長崎県の農業関係者の女性に対する意識はまだ遅れていることが分かる。また、長崎県の女性農業者たち自身もまだ消極的であり、改善と進歩の余地があるように思われる。

これらの数値を詳細に検討していくことにしよ

表4 長崎県の農山漁村のパートナーシップ指標達成状況（平成15年4月）

| 項目 | 単位 | 平成13年4月 現在 | 平成14年4月 現在 | 平成15年4月 現在 | 福岡県(平成15年 4月現在) | 佐賀県(平成14年 3月現在) |
|-----------------------------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|------------------------|
| 女性農協正組員数 | % (人) | 9.9 (6,631) | 11.2 (7,417) | 11.7 (7,637) | 17.4 (20,692) | 16.4 (10,135) |
| 女性農協役員数 総代 役員 | % 人 | 4.1 17 (参与含む) | 2.0 10 (理事のみ) | 3.2 11 (理事のみ) | 5.6 48 (理事) | 3.7 9 (理事) |
| 女性農業委員 | % | 2.4 | 2.4 | 4.0 | 3.2 (平成13年4月) | 5.3 |
| 女性農業関係審議会等 委員数 (県) (市町村) | % | 5.5 | 5.7 | 5.6 | 27.5(47/171) | 22.6 9.7(H, 14, 10) |
| 家族協定締結農家数 (文書締結農家数) | (戸) | 720 | 822 | 941 | 1541 (平成14年3月) | 704 |
| 指導農業士数 | % (女性/ 男性) | 1.7 (4/230) | 1.7 (4/230) | 1.7 (4/230) | 23.7 (18/76) | |

(「長崎県の農山漁村のパートナーシップ指標達成状況」, JA 福岡中央会および福岡県農政部農業経済課調査結果, 「佐賀県農山漁村男女共同参画推進指針」)

う。まず農協の女性正組員数であるが、これは他県に比べてかなり少ないことが分かる。公私にわたって積極的に活動を展開するあるグリーンライフアドバイザーに話を聞いたところ、正組員になる効果はほとんどないと意見であった。しかしながら、正組員になることによって、農業分野では農家をとりとめる半ば公的機関とも言えるべき農協という大きな組織の中で、女性も一人前の農業者として認識され、公的な場での発言権を得て、自分たちの考えや思いを述べるができるのではないかとと思われる。また、これを足がかりにして、農協の運営全般に対しても参加し発言することができる農協の女性理事への道も開けるのではなかろうか。グリーンライフアドバイザーとして行政に対して、あるいはまた、地域の他の女性農業者に対して意見を述べるだけでなく、農協という男性中心の組織に対しても女性農業者

を代表する形でその独自の見解を主張すべきではないかと思われる。「地域の農業に関する方針決定の場において女性の声が反映されない」のは、女性の消極性やそのために起きる数の問題のためでもあると考えられる。嘆く前に積極的に行動を起こすことも必要であろう。

それでは、農協の方針決定の場に参加している女性はどれほどいるのであろうか。理事など農協役員数では長崎県の場合11人と全国第4位であり、小さい県ながらむしろ健闘している方ではある。ただ、この数は単協として比較的小さい「JA ごと」に女性理事が5人もいることから全体数が膨らんでいる面もあり、県下の農協で女性理事がいない支部が全体の半数以上にものぼっている。ちなみに、福岡県の女性理事48人は全国第1位で圧倒的に多い。もちろん、福岡県は県自体が大きく、そのために農業人口も多く、農協支部も多いこと

長崎県の女性農業者の地位の向上と担い手育成のための施策について

から農協理事の総数も多いものと推定されるが、それでも福岡県のJAが長崎県のJAと根本的に異なるのは、福岡県ではほとんどすべての農協支部に少なくとも2名の女性理事を任命するように努力を重ねている点である。その取り組みに対する熱意や努力は数値の推移から見ても理解できる。例えば、福岡県では平成13年に女性理事は19人、女性参与は11人であったが、平成14年には女性理事は一挙に43人とその数は倍増し、平成15年にはさらに5名増えて48人となった。こうした数値は農協を統括する各県の農協中央会の姿勢に端的に現れているように思われる。例えば、JA長崎中央会に2001年にインタビューを行ったが、担当者は農協を経済団体と位置づけ、経済優先を口にするだけで、県内の女性農業者の実数さえまったく把握していなかった。現在ではようやく県内の女性農業者についても把握するように努めているようである。当時はもちろん女性農業者の地位の向上や男女共同参画に関しても何らビジョンさえも有していなかった。ところが、JA全中のJA運営への女性参画推進検討委員会は1999年10月にはすでに、2003年度末までに女性の占める割合を正組合員の25%以上、総代の10%以上、合併農協における女性理事は2名以上、すべての各種委員会における女性委員、参与制度を実施する場合の女性参与もそれぞれ2名以上登用するとの数値目標を定め、第22回JA全国大会でこの数値目標を掲げて女性参画の取り組みを強化することを決定していたのである⁷⁾。いずれにしろ、長崎県の農協の総元締めであるJA長崎中央会は、JA全国大会で決定された事項についてはやはり尊重すべきではなかったかと考えられる。これに対して、JA福岡中央会の対応はまったく異なっている。JA福岡中

央会では、農村女性の地位の向上を目指して、担当部署に非常に有能な女性管理職を配置し、目標達成に懸命な努力を傾注している。その積極的な活動の展開は上記のように数値に明確に現れている。また、JA福岡では広報活動も活発で、例えば、ホームページには「JA福岡県女性協議会」の組織の紹介やその具体的な活動内容が報告されている。ところが、長崎県のJA中央会のホームページを開いても、女性に関する項目は何一つ見つけることはできない。農協を統括する農協中央会がこのような意識と姿勢では、女性農業者の地位の向上は望めないばかりか、農村女性を取り巻く環境も改善されないのは明白である。長崎県農協中央会は、『新農基法』や『男女共同参画社会基本法』を受けて決定されたJA全中の数値目標を真摯に受け止めて、少なくとも福岡県の農協中央会が行っているような努力や姿勢を示すべきではないかと思われる。

次に、行政側の取り組みである各種委員会への女性委員の登用について見てみよう。長崎県の場合、表4の『長崎県の農山漁村のパートナーシップ指標達成状況』（平成15年度）では市町村レベルの農業関係審議会等への女性の登用率しか示されていないために、県レベルの農業関係審議会等への女性の登用率を他県と比較することはできないが、少なくとも市町村の農業関係審議会等への登用率を佐賀県のものと比較すると、長崎県の場合佐賀県の半数近くでしかなく、やはり見劣りがする。なお、県レベルの農業関係審議会等については農業振興促進委員会と農業共済保険審査会の女性委員の比率（平成14年3月31日現在）を知り得たが、前者は25.0%、後者は20.0%で、平均すれば佐賀県の数値とほぼ同程度の数値となる。しか

しながら、この数値は福岡県のものよりは5ポイントほど劣っている。長崎県は農業関係審議会等の女性委員の数値目標として、平成17年には10%、平成22年には30%を掲げているが、目標達成のためには今後よりいっそうの努力が求められよう。それでも、県レベルの審議会等の数値には県当局の努力の跡が見受けられる。しかしながら、市町村レベルの数値が低いのは、農村では今なお女性蔑視や女性軽視の風潮が根強く、委員の選出にもその意識が反映されているものと思われる。また、農業委員の数値からも、こうした女性観の影響がうかがわれる。ただ、この女性農業委員の数値に関して言えば、平成15年度の数値は前年度に比べるとほぼ倍増しており、当局者の努力が感じられ、評価ができよう。これからも推移を見守っていききたい。県当局は、女性農業委員の到達数値目標として平成17年に7.6%、平成22年には農業委員総数の1割を掲げているが、農業委員の選挙においても、上記のような農村の前近代的な女性観が反映されるならば、この数値目標に到達するにはかなりの困難が予想される。そのためには、選挙制度自体の抜本的な見直しが検討されてもいいのではないかと考えられる。例えば、県当局から各市町村に対して、農業委員の市町村議会推薦枠の1名にはできるだけ女性を推薦するような行政指導がなされれば、状況はかなり変わってくるのではなからうか。女性に対する意識の抜本的改革のためにはやはりこうした行政当局の積極的な姿勢と施策が今後は必要になってくるのではないかと思われる。

女性の指導農業士数に関しても、長崎県の数値はやはり低い。農業の重要な担い手であるにもかかわらず、長崎県の女性は、農業技術を教える側

でも、農業技術を実践する側でも、常に二義的存在でしかない。もちろん女性自身がこの状況を当然視したり、そのような地位に甘んじているケースも残念ながらまだまだ見受けられる。ある積極的なグリーンライフアドバイザーは「何も疑わず、何も考えず、改善の意識がない」農村女性たちがいかに多いかを嘆いていた。社会学者はこの現象の原因を農村の男性優位の伝統に求めて、「正員が同じように生産労働に従事していても、家長が統括し、直系成員に傍系成員が従い、男性成員に女性正員が従うというパターンである。……女性が生産労働に従事しながらも〈見えない〉存在であり、男性が、複数いるならば年長の男性が、生産労働に関する意志決定を行うという家父長制家族関係によって家族農業経営は維持されてきた」⁹⁾ことを指摘している。また、このような旧民法的家族制度と女性の従属的身分の慣習を農家および地域社会に温存させたのは『旧農基法』であったことを富士谷あつ子氏は指摘している⁹⁾。そして、このような農村の旧弊に対して女性自身があまり疑念も抱かずにその中に組み込まれていたり、ひどい場合には女性が女性に対して「女のくせに」などと言って旧弊の推進者となっていることも残念ながらまだ散見される。それにまた、夫が勤め人で自分が主たる農業者であるにもかかわらず、農協の正組合員は夫がなるのを当然としたり、後に述べるように、農家の後継者は息子だけしか念頭にない女性農業者が数多いのではなからうか。しかしながら、こうした考え方自体が自らの地位を貶めていることに気づかなければ問題は根本的には解決しないのではなからうか。農村を覆う女性蔑視や女性軽視の旧弊に対して女性自身がまず疑問の声をあげ、農業経営者として自信と誇りを

長崎県の女性農業者の地位の向上と担い手育成のための施策について

持って、自分を取り巻く環境の改善に向けて自ら率先して努力することが重要である。もちろん、意識改革をするうえで行政や農協からの働きかけも必要であろうが、まずは当事者である女性自身が自覚し努力することが肝要ではなかろうか。

さて、農業経営という私的な場における男女共同参画の観点から、女性を取り巻く環境整備を目指して、行政の側から個々の農家の構成員に対して行われている取り組みが、「家族経営協定」の推奨である。この協定を結ぶことによって、女性農業者が農業経営者として男性と同等に評価され、それによって適正な報酬を得ることができるようになり、また、家事、育児、介護、農作業という過重な労働から少しでも解放されることを目途としている。協定を締結することによって夫の意識や態度が変化し、妻にも敬意を払うようになった、以前よりも働きやすくなった、休暇を取りやすくなったという声を女性農業者から聞いた。もちろん、協定を締結した農家自体が例えば妻がグリーンライフアドバイザーであるなど、すでにその地区では積極的である意味で進んだ考えを持った農家が多いことから、これらの意見を一般化することはできないであろう。それに、問題なのは、この協定を結んでいる農家戸数が少ないことである。締結農家戸数は地区によって異なると思われるが、多い場合でも数パーセント、少ない場合には1パーセント以下と見積もられる。従って、この協定のある一定の効果を見極めるためには、数量的にかなりの数の農家において締結されることが必要であろう。そのためには当局者のこれまで以上の積極姿勢が望まれる。また、協定を結ぶことによって、質的にどのような変化が生じているのかを把握するためには、明確な数値として表す必要

があるのではなかろうか。例えば、協定を締結することによって、以前と比べて変化した労働時間、得た報酬、女性名義での資産額等が出て初めてこの制度の成果を正しく評価することができるであろう。そうした数値結果を出すことによって、制度自体を見直したり、改善することもできるのではなかろうか。現在のような協定締結数では、女性を取り巻く環境はそれほど大幅に改善されるとは思われない。それにまた、この制度は確かに女性農業者を農業経営者として尊重し、家事や育児などの負担からも多少なりとも解放し、収入面もある程度確保させる制度ではあっても、女性農業者を男性とまったく同等の農業者として公的に認知する制度とはなっていない。そのために、梶井功氏は、女性も息子もイコール・パートナーとして認め、経営者としての地位を制度的に保障し、女性も経営者として評価され融資を受けことができるフランスのGAEC（農業経営共同集団）のような制度の導入を推奨している¹⁰。確かに、家族協定はあくまでもその家族の正員間の協定ではあっても、対外的には何ら効力を発揮するものとはなっていない。従って、女性は家庭内では夫と対等に扱われても（その可能性は非常に小さいが）、公的には、夫か息子がいれば、ほとんどの場合農家を代表するのは夫か息子であり、融資を受ける場合でも、夫や息子にしか融資は認められないであろう。実際、女性農業者が起業するときにいつも障害となるのがこの融資の問題である。それにまた、農家の女性は、たとえ夫婦で築いた財産であっても、名義は夫の場合であることが多く、ほとんどの場合資産を持つことはない。そのために、何か起業を考えて融資を受けようにも、何ら担保物件となるものを有していない。そのためになか

なか融資を受けることができないのが実状である。ただ、これは融資を受けようとしたときにしか実感しない事項であり、一般的に女性はその不都合や差別を理解してはいない。女性が一人前の農業者として公的に認知されるためには、確かに農協の正組合員になるのも一つの方策ではあろう。しかしながら、経営を拡大するため、あるいは起業のために融資を受ける場合には、正組合員であるだけでは十分ではなからう。というのも、すでに述べたように、女性に対する農協の意識が旧態依然としているならば、女性農業者が正組合員であっても決して男性農業者と同等には扱ってはもらえないし、もちろん女性は担保となる資産も有していないからである。GAECとまではいかないにしても、女性に対して男性と同等の地位を保障するような制度を長崎県独自で創設することはできないだろうか。『新農基法』でも謳われているように、地域でこうした独自の取り決めができるのではないかと考えられる。行政側の今いっそうの積極姿勢が問われよう。

以上述べたように、長崎県の女性は農業分野では重要な担い手であるにもかかわらず、それにふさわしい待遇を公的な場でも私的な場でも受けていない。適正な評価を受けるにはほど遠いのが実状である。女性農業者がその能力を完全に活かしながら活躍できる環境づくりを農家をまとめる農協がまず率先して行うように努力することが切に望まれる。そして行政当局もこれまで以上の支援をするように努めてもらいたい。時にはしかるべき行政指導も辞さない積極姿勢が必要ではなからうか。それと同時に、長崎県の女性農業者も自らの境遇に甘んじることなく、一人前の農業経営者としてのしかるべき自覚と問題意識を持って農業

に携わることがよりいっそう望まれる。やはり自らの境遇は自らで開拓する気概が女性農業者にも必要であろう。

4. 後継者育成と女性

農業人口の減少に歯止めが利かない中で後継者の育成や担い手対策は焦眉の問題であるが、中でも特に戦後の農業を懸命に支えてきた昭和一桁世代の引退を補うべき後継者の育成は大きな課題であり、これまで以上に真剣に取り組まなければ、長崎県の農業は立ちゆかなくなることは必至である。しかしながら、以下に掲げる表5は長崎県の35歳以下の新規就農青年農業者数の構成とこの10年間の推移を示しているが、長崎県の場合、新規就農者の数は少ないながらも比較的安定していて、次第に増えるUターンの新規参入者を含めればここ数年来100人を割ることはなく、むしろ増加傾向にある。全国の新規就農者が2,000人前後であるのに対して、長崎県の新規就農者はそのおよそ6～7%を占めている。これは人口が少なく、それ

表5 新規就農青年農業者数

| 学歴等/ 就農年度 | 農校卒 | その他 | 農大卒 | 小計 | Uターン 新規参入等 | 合計 | (参考) 全国 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|---------------|-----|------------|
| 6 | 105 | 19 | 13 | 137 | 25 | 162 | 2,100 |
| 7 | 108 | 28 | 18 | 154 | 8 | 162 | 1,800 |
| 8 | 76 | 13 | 13 | 102 | 7 | 109 | 2,000 |
| 9 | 46 | 16 | 13 | 75 | 20 | 95 | 2,200 |
| 10 | 28 | 18 | 19 | 65 | 18 | 83 | 2,200 |
| 11 | 44 | 20 | 21 | 85 | 22 | 107 | 2,000 |
| 12 | 46 | 19 | 20 | 85 | 25 | 110 | 2,100 |
| 13 | 44 | 30 | 27 | 101 | 22 | 123 | 2,100 |
| 14 | 60 | 41 | 25 | 126 | 26 | 152 | 2,200 |
| 15 | 39 | 26 | 30 | 95 | 37 | 132 | |

(「2000年世界農林業センサス結果報告書」)

長崎県の女性農業者の地位の向上と担い手育成のための施策について

に比例して農業就業人口も少ない県としては、喜ばしい現象ではある。また、これらの新規就農者の特徴として、農業高校卒が減少し、それに代わって農業大学卒やその他（恐らく専門学校卒や大学卒と思われる）が次第に増え、若手農業者が高学歴化していることがあげられる。この表を通して言うことができるのは、これらの高学歴化する新規就農者をいかに育成していくのか、そして、可能ならばこうした若い新規就農者をこれまで以上に増やすにはどのような方策が考えられるのか、また、この表には現れていない35歳以上の新規就農者もこれからは若い担い手同様に重要な担い手として捉え、彼らをどのように就農させていくのか、こうしたことがこれからの長崎県の農業の振興にとっては重要な課題となってくるのではなからうかということである。

少ないながらも安定した数で新規就農する若者が県下で毎年100人前後いるが、後継者問題は地域によって事情は多少異なるようである。県北では後継者問題は深刻と聞いている。しかしながら、島原半島には若い後継者が比較的多く、彼らが農業に対して情熱を持って積極的に活動していることは「島原地域農業活性化研究大会」等からもうかがい知ることができる。いずれにしろ、後継者育成問題で肝要なことは、これまでややもすれば「ダサイ」などとマスコミを中心に揶揄され続けてきた農業であるが、実は農業というのはそうした偏見とは裏腹にものを育てる喜びを実感することができ、かつまた自分の才覚を活かすことができるやり甲斐のある職業であり、またそうした職業によって生活するに十分な収入を得ることができるということを周囲の大人たちが若者たちに示すことである。しかしながら、後継者ができた、あ

るいは就農者が増加したからと言って安心できない面もある。小林恒夫氏が指摘するように¹¹⁾、離職就農青年数が増加したことや新規学卒就農者数が下げ止まり傾向にあることから判断して、若者による「農業の見直し」論や農業再発見が往々にして取りざたされるが、就農しても、数年経てば他産業へ流出する離農転職もその一方でないがしろにできない数で起こっているからである。ただ、この点に関しては長崎県のデータがないために詳述できないが、長崎県でも起こっている可能性は十分にある。もちろん、離農転職は個人の選択の自由ではあるが、もしある特定の地域に青年離農者が多ければ、そうした離農の背景に横たわる共通の問題がどこかに潜んでいることが想定される。そうした根本的な問題が解決されなければ、せっかく就農者が出たとしても、農業に定着することなく、やがては離農していく若者たちが出ることもなろう。そういう意味からも新規就農者の追跡調査も今後は必要であろう。これからは若者の就農対策が行われるのと同時に、彼らを離農させないようなきめの細かい指導や対策も講じられなければならないのではなからうか。

このような後継者育成対策ではあるが、男女共同参画という観点から非常に問題であると思われる点を指摘したい。それは、後継者と言えば、ほとんどの場合跡継ぎを男性に限定していることである。「島原地域農業活性化研究大会」の研究発表の事例であるが、大会で発表するような地域でも活発に活動を展開しているグリーンライフアドバイザーでさえも、後継者問題を即息子による跡継ぎと捉え、どうすれば女性に好まれるかというようなことを話していた。もちろん、その背景にはいわゆる嫁不足の問題があると思われるが、しか

しながら、後継者をこのように息子の問題として限定的に考えてもよいのであろうか。小林恒夫氏も「これまでの新規就農青年問題、あるいは農業後継者問題は、暗黙の内に青年男子を前提としていたと見られる。それは、農業就業者の「女性化」と言われているように、むしろ農業就業者の主体は女性であるにもかかわらずである。また、つとに農家の「嫁不足」が指摘されていたにもかかわらず、何故か若手女性の新規農業者問題は十分に論じられてこなかった。しかし、農業を主とする青年農業者の動向を検討せずして、青年農業者問題は完結しない」¹²⁾とみじくも指摘している。確かに日本の農村では8割が男子の長子相続であり、農家の田畑は長男が継ぐことが一般的で、「農地改革による自作農の大量創出は、実は直系家族としても「小さなイエ」の創出という側面を持ったことは、従来あまり指摘されないが、重視されるべきポイントである。このことが、均等相続が法的に規定され、夫婦制家族になったといえ、農家を中心に、家産と家業を維持し、そのために跡継ぎ（多くは長男）にあたかも単独相続のように集中的に相続させるという戦略的対応が戦後も長く続いていることの基礎となった点は見逃せない」¹³⁾とも指摘されている。そのために親は息子に家業の農業を継ぐことを期待しても、娘にはほとんど期待しないのが実状ではなかろうか。娘もこのような自分たちに不利な伝統や風潮を幼い頃から敏感に感じながら成長し、また「農家の嫁」という従属的な立場で仕事に明け暮れ、しかも待遇もあまりよくなり報われることも少ない立場にいる母親を幼少の頃から見てきているために、農村には残ろうとしないのが一般的ではなかろうか。ところが、2003年度の「第31回毎日農業記録賞」

受賞者の高校生たちの文章を読むと、農業の素晴らしさを身近に感じることができる家庭環境で育った女子高校生たちには男子高校生に勝るとも劣らない、むしろ積極的に農業に関わっていかうとする意気込みが感じられる。つまりこれは、親や親戚、隣近所など子供を取り巻く周囲の大人たちが農業に誇りを持ち、それを女の子たちにも示すならば、女の子たちは農業を一生の職業にしようと思うようになることを端的に表しているように思われる。このことは慣れ親しんだ家業である農業を女子でも積極的に継承することができるような環境づくりが必要であることを示唆している。母親が息子だけに期待し、娘には期待しないことは、実は女性が女性軽視を再生産していることでもあり、見えない形で女性自身が女性差別を行っていることに女性農業者たちは気づかなければならないであろう。そうしなければ、たとえ息子が農業を継ぐことによって後継者問題は一件落ち着いたかのように見えても、次には息子の結婚相手がないという難問が立ちだかっているのである。農村の前近代的な男性優位の考え方ではこれからの農村や農業は立ちゆかないのではなかろうか。娘にも農業大学校に行きたい、あるいは農学部で勉強したい、あるいは家業の農業を継ぎたい、また農家の息子と結婚してもよいという気持ちを起こさせるような真に開かれた民主的な環境づくりがこれからの農村には必要なのではなかろうか。女性農業者は自らが就農した経緯や苦勞を振り返りながら、苦勞したことや問題と思われた点は自ら率先して改善していこうという気概を持たなければ、次世代の女性たちを同じ境遇に置くことになるであろうし、また、時には知らず知らずのうちに今度は自らが同性を差別する側に立つことに

長崎県の女性農業者の地位の向上と担い手育成のための施策について

もなるであろう。農村女性の地位の向上や意識の啓発はこのように見えない形で後継者問題とも緊密に関連しあっているのである。後継者問題に対して場当たりの解決策を示しても、真に民主的な農村環境の整備がなされない限り、根本的な後継者育成問題は解決されないのではなかろうか。

このような環境づくりと同時に、教育の現場でも、農業を単に一つの職業としてではなく、農業を食料生産という観点から食と結びつけて、農業がいかに重要で身近なものであるのか、その重要性和素晴らしさを示すような教育を子供たちに施す方策も考えられる。幸いに平成16年度から小学校で「食育」が開始された。だが、「食育」が単に調理や栄養面だけの問題として捉えられる危険性もある。「食」をもっと多面的な観点から捉えて農村での体験学習なども取り入れながら子供たちに食と農の緊密な関係について学ぶ機会を与えることが今後ますます重要となってくるであろう。特に都市化によって農産物の生産現場を見ることが少なくなってきた子供たちにとっては、例えば現場で生産者の口から直接話を聞くことは、農業に対してよりいっそう親しみや関心を持ち、その重要性を認識するよい機会となるであろう。農林水産省が20歳以上の都市住民と農村部在住者を対象に行った「都市と農村の共生・対流等に関する都市住民及び農業者の意識調査」の「都市住民が考える子ども達の教育面における農業体験や農村生活の役割」(複数回答)¹⁴⁾でも、「食物が生産される課程を知ることができる」(66%)、「学校や家庭では得られない貴重な体験ができる」(65.2%)、「採れたての食べ物を食べることによって農業への興味がわく」(44.7%)等の回答が寄せられている。また、すでに田舎と接触したことのある子供たち

はこうした体験学習の面白さや重要性をすでに認識しているようで、農林中央金庫によって小学校4、5、6年生を対象に行われた「自然や田舎との接し方」調査の「子ども達の自然観察や農作業体験旅行・教室への参加意向」¹⁵⁾でも、参加を希望する子供たちは全体の3分の2にのぼっている。しかし、田舎と接触を持たなかった子供たちの参加希望の数はやや劣っている。このことは子供たちに体験させることの重要性を物語っていると言えよう。こうした食や農に関する教育や体験学習は農家の子供たちにとっては、家業の農業に誇りを持つことにもつながるであろう。また、農業や田舎のよさを体感した子供たちの中からはきっと将来農業の担い手も出てくるであろう。

一口に農村の環境づくりや環境整備と言っても、このように教育や人的育成も含めて、現時点と遠い将来を見据えた二つの時間軸から総合的な判断がなされたうえで、対策が講じられなければならないのではないかと思われる。ややもすれば、行政が行う対策は長くて数年の時間的スパンで行われることが多いが、これからは5年先、あるいは10年先20年先を見越した長期的展望に立った施策がなされなければならないのではなかろうか。

農業を職業として選択した若者たちに対する環境整備も十分に考慮されなければならないだろう。彼らは親世代のように家業だからといって農業を継いだというよりも、あえて農業を選択した者が多く、高学歴化はそうした意気込みの現れではないかと推察される。それゆえに彼らの農業に対する考え方は積極的で、進取の気象に富み、模索しながらも果敢に農業に挑んでいるように思われる。島原地域農業活性化研究大会で見た青年農業者たち(そのほとんどが男性であり、女性の姿が見え

なかったのは非常に残念ではあるが)の農業技術に対する熱意と創意工夫は目を見張るものがあった。このような青年農業者の挑戦を受け入れるような環境の整備が必要であろう。彼らは農業高校や農業大学校で新しい技術を学んだり、中には大学の農学部で最新のバイオテクノロジーを研究した者さえいるものと思われる。従って、彼らは最新の農業技術に関する情報の獲得に懸命なように見受けられる。ところが、彼らに情報を提供する側に多少問題があるのではなからうか。まず、農協の営農指導員であるが、彼らはある一定の年齢以上の農業者にとっては、長年のつき合いもあって、営農指導がありきたりのものであってもあまり問題は惹起しないように思われる。ところが、先端の農業技術を用いて積極的な農業を展開しようという若者(若者に限ったことではないが)や、有機農業のような特色のある農業に挑戦しようとする若い農業者にとっては、通り一辺倒の営農指導しか行おうとしない農協の営農指導員には満足できないのではないかと思われる。この点で、これからの農協の営農指導員には、最先端の農業技術を指導できる技能はもちろんのこと、各農家のさまざまな要望にも対応できる農業技術者としての技能が切に望まれよう。また、個性的あるいは独創的な農業を展開しようと思っている意欲的な農業者にとっては、農業改良普及センターの技術者による営農指導でさえも時には不十分であるという意見を聞いたことがある。彼らの指導を信頼していないと言う農業者さえいるほどである。普及センターの営農指導員は確かに豊富な知識を有してはいるが、個々の農家が抱える具体的な問題を十分に把握せずに、一般的な営農指導しか施さないケースがもっぱらではないかと推測される。

この点で普及センターの技術指導員による営農指導にも実際的で柔軟で臨機応変の姿勢と対応が求められよう。

先端技術の問題に関して、長崎県では平成15年末に県の研究諸機関、県立大学、民間企業の産・官・学を連携させる「政策調整局」という新しい部署が立ち上げられた。「科学技術によって地域産業の底力を強める」、「産学官の連携により経済社会を活性化する」などが方向性として掲げられている。これまでは交わることなく別個に存在していた各機関が相互に連携することによって、互いに補完しあいながら科学技術を発展させ、ひいては長崎県の経済を活性化させようというものであり、農業技術も例外ではなからう。平成15年11月に開催された「県立大学・公設試験研究機関連携フォーラム」では、農業技術に関する研究が複数の研究機関によって取り組まれていた。これらの研究成果は長崎県の経済社会を活性化することを目途としているならば、研究発表などは研究者間の限られた場で行うだけでなく、意欲的な農業関係者に対しても積極的な周知に努め、情報や技術の活用を促すことも必要ではないかと思われる。また、先端技術の情報に関しても、例えば、総合農事試験場の先端技術などもたとえ試験的段階であっても、それが特許や知的所有権に抵触しなければ、一步でも先を行きたいと願う先進的な農家や農業者にとっては魅力的であろうし、もっと開放されてもいいのではないかと思われる。また、一般の農業者が独自に新しい農業技術を開発したり、品種改良をすることはやはり困難であるために、このような連携組織に研究を依頼することも可能ではなからうか。いずれにしろ、担当部局の人たちには各研究機関のコーディネーターとして

長崎県の女性農業者の地位の向上と担い手育成のための施策について

今後は積極的に活躍してもらうことはもちろんのこと、農業者側もこのような機関を是非とも積極的に活用して欲しい。

次に述べる事柄もやはり農業技術に関してではあるが、これは先に述べた先端技術というよりも、むしろ基本的、あるいは総合的な農業技術をいかに習得させるかという問題である。つまりそれは女性農業者の農業技術の習得の問題である。この事項は女性をこれからの農業の重要な担い手として位置づける場合にはやはり十分に考慮されなくてはならない問題であり、また地域農業の振興のためにも重要であると思われる。農家に嫁ぐことによって就農するようになった女性たちについてはすでに述べたが、彼女たちの多くは農業を職業として選択したというよりも、本来農業とは無縁であったが、結婚相手が偶然にも農業者であったために就農したケースがかなりの数にのぼると考えられる。例えば、フランスでは農家に嫁いでも非農業的就業を継続するという農村女性の新しい行動様式が目立っているようであるが¹⁶⁾、日本の農家の場合はまだ保守的であり、農家に嫁いできた女性が結婚前の職業を継続することを認めるような雰囲気にはなく、「農家の嫁」（この表現自体問題ではあるが）は必然的に農業者とならざるを得ないと思われる。そのために家業である農業は結婚後に見よう見まねで時間をかけて夫やその両親から学んでいかなければならないのが一般的ではなかろうか。こうした状況にあるために、先に述べた農林水産省の「農村における男女共同参加に関する意識調査」の「女性農業者が地域で活動する上での問題点」でも、「農業技術・農業経営等に関する知識を習得する場がない」等の意見が出されたものと考えられる。実際これまでの女性

農業者へのインタビューの中でも、農協や普及センターの営農指導の説明会などには一般的に男性が出席するのが当たり前とされ、女性は農業技術を学びたくても場や機会に恵まれないという意見や不満が多く出されていた。しかも、女性が主として農業に携わっている兼業農家でさえも、説明会には夫が出席するのが一般的とも聞いた。また、夫とともに技術を学ぶ場が欲しいという声も寄せられた。女性は数的には男性よりも「農業の主たる従事者」であるにもかかわらず、こうした行政や農協側からの待遇はやはり大きな問題を孕んでいるのではなかろうか。それにまた、農業が兼業化して女性が「主たる農業従事者」になってから、農業技術の未熟さや、男性の体格を基準に製作された農業機械の操縦ミス等に端を発する事故の犠牲者に女性が増えたという情報もある¹⁷⁾。こうした事故を避けるためにも、非農家出身者や農家出身者でも農業技術が未熟な若い女性農業者たちに対して基礎的な農業技術から発展的な技術までを体系的に学ぶことができる場や機会の設定がこれからは必要になってくるのではなかろうか。ただ、彼女たちは既婚者であるために、農業大学校のように終日長い時間をかけて学ぶことはできないが、それでも農業技術を習得したいと希望する女性たちは多いのではないかと推測される。こうした女性たちが専門的に農業技術を習得できるような支援対策、あるいは制度の創設が望まれよう。このような支援対策や制度のもとで専門的な農業技術を習得することができれば、非農家出身の女性であっても習得後は積極的に営農活動ができるようになるのではないかとと思われる。

また、このような農業技術の習得の場には、夫が途中で離職就農したために、就農することに

なった女性たちも同時に受け入れてはどうであろうか。長崎県の中途離職就農者の数や経歴や年齢構成などに関しては、残念ながら上述の新規就農者が統計上35歳で区切られているために知り得なかったが、梶井功氏は全国的に50歳以上の帰農が増えていることを指摘している¹⁸⁾。以前は55歳ないしは60歳で会社を定年退職し帰農するケースが多かったが、現在では就農年齢が50歳～54歳に練り下がってきている傾向にあるとみられ、1995年に比べると2000年には55歳～59歳層の農業就業人口が全国で8万6,000人も増えているという。これを証明するかのように『現代農業』の2003年11月増刊号にも「団塊の帰農」の特集が組まれている。もちろん、中には雇用状況の悪化によって離職就農するケースもあるだろう。しかしながら、離職就農する人たちの多くが農業に魅力を感じて就農したものと思われる。平成8年6月から平成11年5月までの3年間の農業への新規就業者11,097名(回答は5,185名,うち離職転入者40.2%)を対象に行われた農林水産省の「平成11年農林水産新規就業者等調査就業状態調査—農業への新規就業者(新規学卒就業者・離職転入者)について—」¹⁹⁾によると、39歳以下の就農の動機で最も多かったのは「農地の継承など家の事情から」であるが、40歳から49歳までは「自分で創意工夫できる農業が好きだから」、次いで「農業の仕事がしたかったから」であり、50歳以上になると、「農業の仕事がしたかったから」、次いで「自分で創意工夫できる農業が好きだから」であった。しかも、これらの40歳以上の新規就農者に共通するのは、彼らの20%近くが「有機農業や無農薬農業などをやりたいから」というものであった。いずれにしろ、年齢がいくつであっても、新規就農者が増えることは好

ましい現象であり、地域の農業の振興を図る上でも、こうした就農希望者はこれからは大いに受け入れていかなければならないだろう。そのための環境整備も必要ではなかろうか。ただ、これらの中途離職就農者の大部分は男性であり、その妻は夫に従って就農することになったが、彼女たちのほとんどがそれ以前には農業とは無縁であったと推測される。夫は就農支援活動の一環として農業研修等を受けることができるが、妻の場合は農業者と結婚した女性同様にこうした研修を受けることはできず、農業技術は見よう見まねで一から習得しなければならない。しかも、夫も農業技術についてはまだ未熟である場合が多く、夫からも十分な技術を習うことはできないであろう。それにまた、こうした新規参入者にとって地域に定着し、信用基盤を確立するためには一定期間を要する²⁰⁾ことなどから考えると、いち早く地域社会にとけ込むためにも、こうした技術習得の場で地元の若い女性農業者たちと一緒に農業研修を受ける機会を得ることは重要だと思われる。このような機会を提供することは、結局一人でも多くの農業技術を習得した女性農業者を増やすことでもあり、今後の農業の振興や活性化にもつながっていくことになるものと思われる。

いかにして農業が魅力的な分野であるのかを理解してもらうための場や機会をできるだけ多く提供しながら、より多くの人たちを農業分野に取り込んでいくかを施策として考えることが、農産物自給率の低下や農業人口の高齢化、そして農業の担い手育成の急務が叫ばれる中で、今後はよりいっそう重要になってくるものと思われる。

5. むすびにかえて

長崎県の女性農業者たちは地道で懸命な活動にもかかわらず、私的な場でも公的な場でも適正な評価を受けていない。しかも、隣県の福岡県や佐賀県の女性農業者たちと比べてもまだ遅れをとっている。今後ますます高齢化や兼業化が進みこれまで以上に女性の活躍が期待される中で、現在のような状況や環境のままではその活躍もおぼつかないのではなからうか。女性農業者に限らず、人間全般についても言えることであるが、人はその行為や活動を正しく評価されることによって喜びを感じ、活動へのさらなる意欲が湧いてくる。女性を適正に評価するにはまず意識の変革が必要である。農村の女性を抑圧する古い考え方や伝統を変えるには、まずその対象である女性たち自身が自分の置かれた状況を正しく認識する必要があるだろう。しかしながら、たとえ一人一人が認識したとしても、小さな力の総体ではなかなか全体を大きく変動させるまでにはいたらないのではなからうか。まず、行政によって、女性の適正な評価とはいかなるものであるのかを示しながら意識改革の先鞭をつけてもらいたい。また、特に農家をとりまとめる組織である農協には率先して女性の適正評価のために動いてもらいたい。「意識が一番遅れているのは農協」という声を女性農業者から聞くことがたびたびあった。農協が変われば、農業分野も随分と変わるのではなからうか。農協の意識改革を期待したい。ものを育てることは喜びである。適正に評価されることによって長崎県の女性農業者がよりいっそうの喜びや充実感を、そしてさらなる意欲を感じる時が早くくることを願ってやまない。

注

- 1) 小田切徳美, 「農業・農村の現状と「地域農政」の展望—中山間地域を中心にして—」, 2002年度九州農業経済学会大会配布資料, p. 3.
- 2) Ibid., p.3.
- 3) 小林恒夫, 「農家青年の離職就農と離農就職および若手女性農業者の動向に関する一考察」, 『農業市場研究』第12巻第1号, 2003年6月, pp.35-36. 小林氏は39歳以下の離農就職者数と離職就農者数の推移を調べているが, 「農業が主」へ異動した39歳以下の女性総数の中で「家事等が主」からが67%, 離職(Uターン)就農女性が28%を占めているとしている(農林水産省『平成13年農業構造動態調査報告書—基本構造—』農林統計協会による)。さらに詳しく見ると, 「家事・育児・その他が主」から「農業が主」へ異動した39歳以下の女性の数は, 20~24歳が220人, 25~29歳が880人, 計1,100人と20歳台の者がそれほど多くないのに比べて, 30~34歳では1,920人, 35~39歳では2,340人, 計4,260人と30歳台が20歳台の4倍近い数となっている(『農家青年の離職就農と離農週職および若手女性農業者の動向に関する一考察』, p.36)。これは農家に嫁いだ女性の多くが非農家出身であるか, あるいは農家出身者であっても農業に不慣れで, そのうえ結婚後は家事や育児に時間を取るために「農業が主」にならないだけではなく, 農業に慣れるためにはある一定の時間を必要としていることを示しているのではないかと思われる。つまり, 農業技術の習得には一定の時間がかかることが文脈から読みとれる。後に示すように, このような非農家出身の女性に対する農業技術の習得の場の設定も必要ではないかと思われる。
- 4) 『食料・農業・農村白書, 参考統計表, 平成13年度』, 農林統計協会, 2002, p.121.
- 5) Ibid., p.52.
- 6) Ibid., p.52.
- 7) 荻野孝利, 『JA改革の本流』, 日本経済評論社, 2002, p.203.
- 8) 石原邦夫編, 『家族と職業』, ミネルヴァ書房, 2002, 第7章「農家における家族関係と経営・労働」(熊谷苑子), p.183.
- 9) 富士谷あつ子, 『日本農業の女性学』, ドメス出版, 2001, p.50.
- 10) 梶井功, 『日本農業』, 筑波書房, 2003, p.147.
- 11) 小林恒夫, 「農家青年の離職就農と離農就職および若手女性農業者の動向に関する一考察」, p.32.
- 12) Ibid., p. 33.
- 13) 石原邦夫編, 『家族と職業』, 序章「家族と職業をめぐる問題への視覚」(石原邦夫), p.16.
- 14) 『食料・農業・農村白書, 参考統計表, 平成13

- 年度], p.95.
 15) Ibid., p.95.
 16) 山崎亮一, 「フランス農業「近代化」の検証」, 『農業経済研究』第69巻, 第1号, 1997, p.29.
 17) 富士谷あつ子, 『日本農業の女性学』, p.41.
 18) 梶井功, 『日本農業』, pp.78-79.
 19) 『食料・農業・農村白書, 参考統計表, 平成13年度』, p.41.
 20) 内山智裕, 「農外からの新規参入の定着課程に関する考察」, 『農業経済研究』第70巻, 第4号, 1999, p.184.

参考文献

- 石原邦雄編, 『家族と職業』, ミネルヴァ書房, 2002.
 伊藤元重, 『日本の食料問題を考える』, NTT出版, 2002.
 宇佐見繁, 「21世紀日本農業の進路」解題』, 『農業経済研究』第72巻, 第2号, 2000.
 内山智裕, 「農外からの新規参入の定着課程に関する考察」, 『農業経済研究』第70巻, 第4号, 1999.
 荏開津典生, 『農業経済学』, 岩波書店, 2003.
 大賀圭治, 「世界の食糧需給見通しと日本の食糧政策」, 『農業経済研究』第70巻, 第2号, 1998.
 荻野孝利, 『JA改革の本流』, 日本経済評論社, 2002.
 小田切徳美, 「農業・農村の現状と「地域農政」の展望—中山間地域を中心にして—」, 2002年度九州農業経済学会大会配布資料.
 梶井功, 『日本農業』, 筑波書房, 2003.
 『九州経済白書2004年度版—フードアイランド九州』, 九州経済調査協会, 2004.
 倉内宗一, 「農業構造政策と土地問題」, 『農業経済研究』第70巻, 第2号, 1998.
 児玉剛史, 「日本型食生活の形成と定着に関する共和分分析」, 『農業経済研究』第71巻, 第2号, 1999.
 小林恒夫, 「農家青年の離職就農と離農就職および若手女性農業者の動向に関する一考察」, 『農業市場研究』第12巻第1号, 2003.
 「食の地方分権」, 『現代農業』2003年5月増刊号.
 『食料・農業・農村白書, 参考統計表』, 農林統計協会, 2002.
 白石正彦, 清水昂一, 岡部守監修, 『食料環境経済学入門』, 筑波書房, 2001.
 「青年婦農」, 『現代農業』2002年8月号.
 田代洋一, 『農政「改革」の構図』, 筑波書房, 2003.
 「団塊の婦農」, 『現代農業』2003年11月増刊号.
 「地域からのニッポン再生」, 『現代農業』2003年2月増刊号.
 『長崎県農政ビジョン』, 長崎県農林部, 2000.
 『長崎県農林施策の概要』(平成13年度), 長崎県農林

- 部.
 「2000年度日本農業経済学会大会合同討論」, 『農業経済研究』第72巻, 第2号, 2000.
 原耕造, 「組織改革下のJA販売戦略」, 『農業市場研究』第9巻第2号2001.
 原洋之介, 「グローバリズムの終焉」, 『農業経済研究』第72巻, 第2号, 2000.
 富士谷あつ子, 『日本農業の女性学』, ドメス出版, 2001.
 村田武, 「農政改革—世界の潮流と日本」, 『農業経済研究』第70巻, 第2号, 1998.
 守友裕一, 「地域農業の再構築と内発的発展論」, 『農業経済研究』第72巻, 第2号, 2000.
 矢野泉, 「食料市場のグローバル化とわが国の輸入食品検査体制」, 『農業市場研究』第12巻第2号, 2003.
 山崎亮一, 「フランス農業「近代化」の検証」, 『農業経済研究』第69巻, 第1号, 1997.
 山田正彦, 『輸入食品に日本は潰される』, 青萌堂, 2003.

[付記] 本研究は長崎県立大学学長裁量分研究費の支援を得て行われたものである。